

安心生活創造事業 事業3原則の取組みについて

○原則1 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する。

本市住民基本台帳及び外国人登録台帳システムを、ひとり暮らし世帯・高齢世帯・障がい者世帯等が随時集計できるよう改修した。また合わせて、介護保険給付情報・障害者サービス給付情報が同時に把握できるように改修もした。

このことにより、アンケートによる調査に見られがちな「もれる方」を無くすることが出来るが、住民基本台帳上の世帯把握になり、実態的な同居等の確認が資料上ではできない。

上記の把握しにくい情報を埋めるために、地域に密着して活動されている民生児童委員に協力を求め、地域での実態が反映できるよう個別に連絡調整が可能な連携を行っている。

こうした、多面的な情報を掛け合わすことにより、「もれなく対象者をカバーする体制をつくる」ことに近づいていくと考えている。

今後は、更なる情報の収集に努め、地域でのサロンやボランティア活動に携わっておられる方々とも連携していくことも考えている。

個人情報保護の観点からは、実際の訪問ニーズ調査が可能になった時、主旨を説明し同意書を提出していただくことを想定している。

上記により訪問対象者を把握しながら、提供主体である社会福祉協議会の主任と実施主体の市とで個々に訪問しひとり暮らし世帯等のニーズを把握していく。訪問ニーズ把握を拒否される場合のケースについては、対象者として把握を継続しながら、今後の個別対応方法等検討していくことが必要。

○原則2 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる。

把握したニーズに対しては、月1回の訪問を基本としながらも必要に応じて月数回程度までサービスを提供していく。

訪問サービスを提供する人員については、現在の社会福祉協議会での非常勤訪問介護職員の専門職を展開していき、今後、訪問件数やニーズの内容に応じて、サポーター養成研修修了者や地域で事業に理解があり熱意のある方などを訪問員として配置する。

提供するサービスの内容については、市が既の実施している、いわゆる福祉サービスとの課題を整理しながら、日常生活上簡単な家事を軸に、可能な限り不安感を取り除けるサービスを提供することを目標とする。

今後、継続的に地域での支援体制は地域で担っていただけるよう、そのルールづくりや支援体制をつくっていく。

○原則3 それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

企業等の民間社会資源が乏しい本市においては、企業からの寄付等は望み薄である。必然的に企業寄付以外の自主財源確保について取り組んでいくことになる。

今回の事業を実施することになり、本市においては、「安心生活創造事業運営委員会」を立ち上げ、その運営委員構成に市商工会等に参加いただいております。市内商工関係の自主財源の可能性も検討していく。

現在の検討状況としては、サービスをご利用いただいている世帯の別居の子などに、事業の主旨を理解していただき、その財源になる一つとしての、ふるさと納税による協力をお願いすることや、寄付金付き自動販売機の設置、遺贈時の事業指定等である。

有償サービスの利用料については、現在の市福祉サービス利用料等を基本に考える必要がある。現状では、決定出来ていないが高齢者の所得水準が低い本市においては高額の設定は馴染まないものと考えている。

いずれにしても。運営委員会において検討を要する事項であり、合わせて、収納する提供主体の整備も必要なことから、本年度においては収納は困難と判断している。